

訪問介護重要事項説明書

令和 年 月 日

1 社会福祉法人多古町社会福祉協議会が提供するサービスについての窓口

担当 介護保険係 0479 - 76 - 5941
月～金曜日 8時30分 ～ 17時15分

2 社会福祉法人多古町社会福祉協議会の概要

○ 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 社会福祉法人多古町社会福祉協議会
所在地 香取郡多古町多古 777-1
介護保険指定番号 訪問介護 千葉県 1275100020号
サービスを提供する地域 多古町

○ 同事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1		総括	1
サービス提供責任者	介護福祉士	1		介護業務全般	1
従事者	介護福祉士	1	5	介護業務	6
	ホームヘルパー 2級		0	〃	0

○ サービス提供時間

月曜日 ～ 金曜日 8時30分 ～17時15分
但し、祝祭日及び、12月29日から1月3日までを除く

3 サービスの内容

○ 身体介護

①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位交換 等

○ 生活援助

①買物 ②調理 ③掃除 ④洗濯 等

○ 通院等のための乗車又は降車の介助

○ その他のサービス

①介護相談 等

4 利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額をお支払い頂きます。

ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(料金表—基本料金)

身体介護	20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 60分未満	60分以上	60分以上 (30分毎に)
	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	900円を 追加
生活援助	20分～ 45分未満	45分以上			
	1,970円	2,420円			
通院等乗降介助		(1回につき) 1,070円			

- 特定事業所加算(Ⅱ)対象事業所です。(所定単位数の100分の10に相当する単位)
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)対象事業所です。(所定単位数1000分の145を乗じた単位)
- 身体介護に引き続き生活援助を行った場合、20分から起算して25分を増すごとに720円が追加となります。
- 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の訪問介護計画の定められた標準的な時間を基準とします。
- やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- 初めて訪問する利用者の場合、初回加算2,000円が負担となります。
新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して初回月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護に同行訪問した場合
- 緊急時訪問介護加算 1,000円が負担となります
利用者・家族等からの要請で、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携しケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者またはその他訪問介護員等がケアプランに位置付けていない訪問介護の要請を受けてから24時間以内に行った場合
- 生活機能向上連携加算(Ⅰ)1,000円/月 (Ⅱ)2,000円/月
(Ⅰ) サービス提供責任者が、訪問・通所リハビリテーション事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「医師等」)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく訪問介護を行った場合
初回の当該訪問介護が行われた月に算定
(Ⅱ) 利用者に対して、訪問・通所リハビリテーション事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が訪問・通所リハビリテーシ

ョン等の一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、医師等と連携し訪問介護計画に基づく訪問介護を行った場合。初回の訪問介護が行われた月以降3月の間、1月に月算定。(I)を算定している場合は算定しない。サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等との共同カンファレンスは、利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分したうえで実施も可能

- 口腔連携強化加算 1回につき50単位を加算(月1回まで)
事業所の職員が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関およびケアマネジャーへの評価結果の情報提供を行う。評価にあたっては、診療報酬の歯科訪問診療(C000)の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該職員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合
※以下のいずれかの場合は算定しない
 - ・他サービスで口腔連携強化加算または口腔・栄養スクリーニング加算を算定(栄養状態のスクリーニングによる口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを除く)
 - ・口腔状態の評価の結果、歯科医師または歯科衛生士が(介護予防)居宅療養管理指導を実施(初回の実施月を除く)
- 業務継続計画(BCP)未策定事業所への減算(所定単位数の99%で算定)
(令和8年4月1日より適用)
- 高齢者虐待防止措置未実施減算(所定単位数の99%で算定)
- 身体拘束廃止未実施減算(所定単位数の99%で算定)
- 事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の90%で算定
- 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の85%で算定
- 事業所と同一建物の利用者の割合が90%以上の場合 所定単位数の88%で算定
- 交通費
多古町の方は無料です。
- キャンセル料
急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡下さい。

利用予定日の前日 17時15分までに申し出があった場合	無 料
利用当日 9時までに申し出がなかった場合	1,540 円

5 サービスの利用方法

○ サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

訪問介護計画により契約を結び、サービスの提供を開始します。

○ サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の一週間前までに文書でお申し出下さい。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が要支援、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになられた場合

④ その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当協議会の訪問介護サービスの特徴等

基本理念

- (1) 訪問介護の充実を図り、「安心と満足を提供する」介護業務に邁進する。
- (2) 職員は、常にその技術を磨き、仕事に情熱を持ち、やさしさと真心をもって接する。

7 ハラスメント防止について

事業所は、利用者に対して安定した支援サービスを提供するために、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のため必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対して、ハラスメント防止対策の指針に基づいたハラスメント防止を徹底する定期的な研修（年1回以上）を実施しています
- (2) 事業所におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置きます。
相談窓口 役職：サービス提供責任者 担当：井上友美
相談窓口担当者は、公平に相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応します。電話での相談も受け付けています。
- (3) 相談窓口担当者と管理者は、相談や報告のあった事例について問題点を整理し、必要な措置を行います。被害防止のため、マニュアル作成や研修の実施、状況に応じた取り組みを行います。

<介護現場でのハラスメントとは>

利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさしています。

パワーハラスメント

- ・身体的暴力を行うこと
- ・違法行為を強要すること
- ・人格を著しく傷つけた発言を繰り返し行うこと

セクシュアルハラスメント

- ・利益・不利益を条件にした性的接触または要求をすること
- ・性的言動により、サービス提供者に不快な念を抱かせる環境を醸成すること

8 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催します。また、その結果について職員に周知徹底を図っています。
虐待相談窓口 役職：サービス提供責任者 担当者：井上 友美
- 2 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 3 サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを多古町に通報します。

<高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類方>

1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。

2 介護世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

5 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、並びに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として取り組みの対象とします。

※セルフ・ネグレクト

高齢者の生活能力・意欲が低下し、生活上必要な行為をせず、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態。食事をしない、食べ物やゴミを放置する、他者とのかわりや医療を拒むなど。放置すると事故や孤独死に至る危険がある。自己放任。

※権利擁護

利用者の代弁や弁護を行うこと、支援を通じて権利を守ること。利用者の身の安全、自由な気持ち、社会参加の機会、幸せでいたい気持ちなど、みんながあたりまえに持っている権利が侵害されないように守ること。(成年後見人制度、日常生活自立支援事業)

※不適切ケア

不適切ケアとは、明確に虐待であるとは言い切れないものの、適切であるとも言えないような「グレーゾーン」のケアを指す。不適切なケアが改善されないまま放置されると、エスカレートし虐待につながる。

例：言葉の拘束(スピーチロック)「ちょっと待って」「立たないで」「座っていて」等

9 身体拘束について

事業所は、原則として身体拘束及びその他の行動制限を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある場合など緊急やむを得ない場合、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得

た上で次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性

ご利用者等ご本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

(2) 非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

(3) 一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

10 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.2 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	医師氏名	
	所在地	
	電話番号	
家族	氏名	
	連絡先	(続柄)

1.3 サービス内容に関する苦情

○ 相談、苦情担当

管理者 宇井 剛 電話 70 - 6071

○ 市町村の窓口

多古町保健福祉課 電話 76 - 3185

○ 県の窓口

千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情相談窓口 電話 043 - 254 - 7428

1.4 当協議会の概要

名称	社会福祉法人多古町社会福祉協議会
代表	会長 市東美恵子
住所	多古町多古 777 - 1
電話	76 - 5940
営業	訪問介護
第三者評価の有無	なし